

～親族の方へのお知らせ～

《死亡届出後の手続きに必要なもの》

以下の項目に該当する場合は、来庁者の本人確認ができるもの（運転免許証等）、認め印を持参して市役所市民課、引田支所、大内支所のいずれかで死亡に伴う手続きを行ってください。

また、戸籍に死亡事項が記載されるには日数を要しますのでご注意ください。

項 目	手続きに必要なもの、注意点など ※資格証等が手元にない場合は、お申し出ください。	
印鑑登録	お持ちの方	・ 印鑑登録証（返納）※ 死亡届出により廃止されます。
広報の「おくやみ」欄		・ 掲載を希望するか、希望しないかを決めてください。 ※掲載を希望する場合は、申込書提出の翌々月号に掲載されます。
国民健康保険 ※国民健康保険、 後期高齢者医療保険以外 の方は、保険組合、協会 等で確認してください。	葬 祭 費	・ 会葬礼状 ※葬祭費 30,000 円を申請する方（喪主）の確認用 （会葬礼状を作成していない場合は、ご相談ください。） ・ 葬祭費用の通帳（葬祭費を申請する方のもの） ・ 認め印（葬祭費を申請する方のもの） ※申請から 1～2 週間後の支給予定です。
	喪 失 等	・ 国民健康保険資格確認書等（亡くなられた方のもの） ・ 国民健康保険に関する認定証、受療証など（お持ちの方） ※亡くなられた方が世帯主だった場合は、世帯の国民健康保険加入者全員分の資格確認書等 を持ってきてください。 ・ 委任状（別世帯の方が代理で申請する場合。ただし、一人世帯であった場合は不要）
後期高齢者医療保険 （75歳以上の方） ※状況により65歳以上の方 ※施設に入所中の場合は、 他市での手続きが必要な場合 があります。	葬 祭 費	・ 会葬礼状 ※葬祭費 30,000 円を申請する方（喪主）の確認用 （会葬礼状を作成していない場合は、ご相談ください。） ・ 葬祭費用の通帳（葬祭費を申請する方のもの） ※申請の翌月 25 日の支給予定です。
	喪 失 等	・ 後期高齢者医療資格確認書等（黄色） ・ 後期高齢者医療保険に関する認定証、受療証など（お持ちの方） ・ 払い過ぎがあった場合の還付用の通帳（相続人の代表になる方のもの） ・ 認め印（相続人の代表になる方のもの）
年金		☆ 個人ごとに手続きが違いますので内容に応じてご案内します。 （請求手続きの添付書類に戸籍謄本等が必要な場合は手数料がかかります。） ※請求者の個人番号を記載いただいた場合は添付書類の一部が省略できます。 ・ 農業者年金については、香川県農業協同組合の各支店でお手続きが必要です。 ・ 恩給については、総務省恩給局でお手続きが必要です。（総務省 恩給局 03-5273-1400）
介護保険 （65歳以上の方） ※状況により40歳以上の方 ※施設に入所中の場合は、 他市での手続きが必要な場合 があります。		・ 介護保険被保険者証（ピンク色 65歳になる月に郵送しています。） ・ 介護保険に関する負担割合証、負担限度額認定証など（お持ちの方） ・ 払い過ぎがあった場合の還付用の通帳（相続人の代表になる方のもの） ・ 認め印（相続人の代表になる方のもの）
告知放送端末		・ 亡くなられた方が利用者だった場合は、「告知放送端末内容変更届」を提出し、 利用者変更の手続きをしてください。 ・ 告知放送端末が不要となった場合は、「告知端末不要申出書」を提出してください。 告知放送端末は後日回収に伺いますので、保管しておいてください。 ※ ホームページおよび公式アプリから電子申請を行うこともできます。
市営住宅		市営住宅に入居中の場合は、都市整備課にお問い合わせください。（0879）26-1304
身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉 手帳 戦傷病者手帳		・ 身体障害者手帳 ・ 療育手帳 ・ 精神障害者保健福祉手帳 ・ 戦傷病者手帳 （お持ちの方）
自立支援医療		・ 自立支援医療受給者証（お持ちの方）
福祉バス		・ 福祉バス資格者証（お持ちの方）
医療費助成の 対象の方		・ 福祉医療受給者証（オレンジ色） ・ 医療費支給申請書※まだ提出していない申請書がある場合 ・ 立替払い分を振込する用の通帳（相続人の代表になる方のもの）

項 目	手続きに必要なもの、注意点など ※資格証等が手元にない場合は、お申し出ください。
児童手当 児童手当の手続きが必要な場合、死亡された日から15日以内に手続きをしてください。 届出が遅れますと遅れた月分の児童当を受けられなくなる可能性があります。 ※児童手当を受け取る方が公務員の場合は、勤務先へお問い合わせください。	【亡くなられた方が児童手当を受け取っていた場合、今後児童を監護される方からの児童手当の認定請求が必要な場合があります。】 新規認定請求 ・来庁者の本人確認ができるもの（運転免許証等） ・マイナンバーが確認できる書類（新しい請求者） ・新しい請求者名義の振込口座がわかるもの（通帳など） ※請求者以外の方が代理で申請する場合は、委任状が必要です。 未払請求 【亡くなられた月までの未支給分がある場合は、対象児童の口座に振り込みます。】 ・対象児童名義の振込口座がわかるもの（通帳など） 【亡くなられた方が支給対象児童の場合】 ・死亡日の分かるもの（東かがわ市に住民票がない方が亡くなられた場合のみ） その他ご不明な点は、こども家庭課にお問い合わせください。（0879）26-1229
児童扶養手当 届出が遅れますと遅れた分だけ返還金が発生する可能性があります。	【亡くなられた方が児童扶養手当の受給資格がある方の場合】 資格喪失届 ・児童扶養手当証書（サーモンピンク色： 手当が支給されている方のみ） ・来庁者の本人確認ができるもの（運転免許証等） 未払請求 （亡くなられた月までの未支給分がある場合は、対象児童の口座に振り込みます。） ・対象児童名義の振込口座がわかるもの（通帳など） 【亡くなられた方が支給対象児童の場合】 ・死亡日の分かるもの（東かがわ市に住民票がない方が亡くなられた場合のみ） その他ご不明な点は、こども家庭課にお問い合わせください。（0879）26-1229
医療費助成の対象の方 【子ども・ひとり親家庭等】	【亡くなられた方が保護者の場合】 ・福祉医療受給者証（オレンジ色） ・医療費支給申請書※まだ提出していない申請書がある場合 ・来庁者の本人確認ができるもの（運転免許証等） ・児童の新たな保護者名義の振込口座がわかるもの（通帳など） 【亡くなられた方が児童の場合】 ・福祉医療受給者証（オレンジ色） ・医療費支給申請書※まだ提出していない申請書がある場合
口座振替 ・市県民税 ・固定資産税 ・軽自動車税 ・国民健康保険税	【新規登録する場合】 口座振替依頼書をお渡ししますので金融機関で登録してください。 ※亡くなられた方の口座からの振替はできません。
軽自動車税	【原動機付自転車・小型特殊自動車を廃車する場合】 ・ ナンバープレート（亡くなられた方の名義のもの） ・ 来庁者の本人確認ができるもの（有効な運転免許証等） ※廃車した原動機付自転車・小型特殊自動車を引き続き乗車する場合は、廃車の手続き時にご相談ください。 【2輪の軽自動車（125cc超）を廃車または名義変更する場合】 ☆ 香川運輸支局でご相談ください。050-5540-2075 【3輪、4輪の軽自動車を廃車または名義変更する場合】 ☆ 軽自動車検査協会でご相談ください。050-3816-3122
固定資産（個人） 納税義務者の変更	東かがわ市に土地・家屋などの固定資産を所有している場合 ・ 相続人として納税通知の受領、納税を行う方の届け出が必要です。
固定資産（共有） 納税義務者の変更	東かがわ市に土地・家屋などの固定資産を他の方と一緒に所有していて、代表になっている場合 ・ 代表者の相続人として納税通知の受領、納税を行う方の届け出が必要です。
固定資産の相続登記	※固定資産の所有者の変更等は、法務局での手続きが必要です。 ※未登記の家屋は、市役所で所有者の変更ができます。 ※農地を相続登記した際には、農業委員会への届出が必要です。0879-26-1303

名義変更、閉栓手続きなど 上水道に関する問い合わせ 0879-23-7071
 香川県広域水道企業団 東讃ブロック統括センター （さぬき市津田町津田1467-5）

不明な点は、手続きに行く予定の窓口におたずねください。

市民課 〒769-2792 東かがわ市湊1847番地1
 引田支所 〒769-2992 東かがわ市引田513番地1
 大内支所 〒769-2692 東かがわ市三本松1172番地1

TEL 0879-26-1111 FAX 0879-26-1330
 TEL 0879-33-2500 FAX 0879-33-2508
 TEL 0879-25-2111 FAX 0879-25-5300

令和8年9月作成